

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

労働雇用政策課

【訓令】

○ 岡山県登録販売者試験委員規程の一部改正
（県例規集登載）

医薬安全課

【告示】

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
環境管理課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
〃

○ 指定居宅サービス事業者等の指定
長寿社会課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止
〃

○ 特定計量器定期検査
産業企画課

○ 保安林の解除予定
治山課

○ 道路の区域変更
道路整備課

○ 道路の供用開始
〃

○ 堤防と道路との兼用工作物管理協定の成
河川課

【正誤】

○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧の正誤
水産課

水産課

立

○ 都市計画の変更
都市計画課

都市計画課

消し

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し
会計課

会計課

◎岡山県規則第七号

岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則

岡山県職業訓練援助規則（昭和四十五年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「六、八〇〇円」を「六、九九〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

◎岡山県訓令第1号

保健福祉部

岡山県登録販売者試験委員規程（平成二十年岡山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一条中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年六月十二日から施行する。

◎岡山県告示第九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

瀬戸内市牛窓町鹿忍三五番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十五年十二月十七日における行政区域その他の区域によつて表示されたものとする。

◎岡山県告示第九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関	所在地	指定年月日
ゆたか薬局	倉敷市真備町川辺二〇〇〇一―一	平成二十六年三月一日
有限会社月光堂薬局	倉敷市真備町箭田四〇一六	平成二十六年三月一日
ハロー薬局尾張店	瀬戸内市邑久町尾張一三四六―六	平成二十六年三月一日
そうごう薬局真庭勝山店	真庭市勝山二六〇	平成二十六年三月一日

◎岡山県告示第百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

医療法人児島第一診療所

倉敷市児島味野一―四―二〇

平成二十六年三月一日

ミユキ薬局倉敷駅前店

倉敷市阿知一―七―一

平成二十六年三月一日

おかやま薬局山陽店

赤磐市山陽四―一三―一

平成二十六年三月一日

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

◎岡山県告示第百一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション ライフ・ケア・アイ

2 所在地

岡山県備前市西片上一〇六八番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ライフ・ケア・アイ

2 所在地

岡山県備前市西片上一〇六八番地四

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇六七二

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

◎岡山県告示第百二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ベリーズひなたぼっこ荘内

2 所在地

岡山県玉野市用吉一三三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

三井造船生活協同組合

2 所在地

岡山県玉野市玉二丁目五―五

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一一〇五

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

◎岡山県告示第百三十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場所	期日
津山市 井原市 総社市 備前市 赤磐市 美作市 和気郡 勝田郡 英田郡 久米郡	特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に定める場合にあつては、その特定計量器の所在の場所	平成二十六年四月一日から同年十二月二十六日まで（岡山県の休日を含む）（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日を除く。
平成二十六年度実施区域	岡山県計量管理センター（岡山市北区今保六六一）	平成二十六年四月一日から同年十二月二十六日まで（岡山県の休日を含む）（岡山県条例第一号）第一条第一項に規定する休日を除く。

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

◎岡山県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口市金光町上竹二四二三の二二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

◎岡山県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 矢掛寄島線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
浅口市寄島町字五位六三九九番地先から 浅口市寄島町字柳井町七九六四番一地先 を経て 浅口市寄島町字寄島新開一六〇八九番六 地先まで	新	一五・〇 〽五一・四	一四七五・八
浅口市寄島町字五位六三九九番地先から 浅口市寄島町字今宮七二八〇番一地先を 経て 浅口市寄島町字早崎新開七五四〇番七地 先まで	旧	一・八 〽二七・五	一〇一六・五
浅口市寄島町字五位六三九九番地先から 浅口市寄島町字早崎新開七五四〇番七地 先まで		六・八 〽二七・五	八九六・五

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

区 域	新旧	幅 員	延 長	
一 道路の種類 二 道路線名 三 道路の区域				一 道路の種類 二 道路線名 三 道路の区域
	旧	七・五 〽三三・〇	三五〇・〇	一 道路の種類 二 道路線名 三 道路の区域
	新	九・〇 〽二二・〇	八九・三	一 道路の種類 二 道路線名 三 道路の区域
区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	区 域
浅口市寄島町字今宮七二八六番一地先から 浅口市寄島町字宮後七八一二番一地先まで				浅口市寄島町字五位六三九九番地先から 浅口市寄島町字柳井町七九六四番一地先 を経て 浅口市寄島町字寄島新開一六〇八九番六 地先まで

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

<p>地先まで 真庭市蒜山上長田字牧野二三〇二番五一 〇六地先から 真庭市蒜山上長田字下中野一六九五番一</p>	<p>地先まで 真庭市蒜山上長田字牧野二三〇二番五一 〇六地先から 真庭市蒜山上長田字下中野一六九五番一</p>	
<p>旧</p>	<p>新</p>	<p>別</p>
<p>一〇・〇 八・〇〇</p>	<p>一八・〇 一〇・〇〇</p>	<p>(メートル)</p>
<p>三四〇・〇</p>	<p>三四〇・〇</p>	<p>(メートル)</p>

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

◎岡山県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	蒜山高原線	真庭市蒜山上長田字下中野一六九五番一〇六地先から 真庭市蒜山上長田字牧野二三〇二番五一地先まで	平成二十六年三月七日

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

◎岡山県告示第七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との管理の方法について、次のとおり協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係文書は、岡山県土木部河川課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 河川の名称

二級河川倉敷川水系六間川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

三 河川管理施設の位置

倉敷市帯高四二番八地先から倉敷市帯高四四番一地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 倉敷市長 伊東 香織

住所 倉敷市西中新田六四〇番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に限る。）、改築、維持及び修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内の部分についての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）をいう。）

六 管理の期間

平成二十六年三月七日から道路の供用を廃止する日まで

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

◎岡山県告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

倉敷市福田町古新田の一部

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

平成26年3月7日 岡山県公報 第11565号

◎岡山県告示第百九号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十六年三月三日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十六年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市入田一三五番地三	住 所	売 り さ ば き 人
小山 晋	氏 名	
美作市入田一三五番地三		売 り さ ば き 場 所

終わりから七	行
岡山市	誤
岡山	正

〔五〕平成二十六年二月十日付け公布岡山県告示第五十四号（漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出及び指定漁船調書の縦覧）に誤りがあつた。